令和７年度

水質検査計画

松前町建設水道課

１．水質検査計画に関する基本方針

水道水の水質は、水道法に定められる水質基準と、「水質基準に関する省令」により検査項目と基準が定められています。水質検査計画は、安全で良質な水道水を供給するため、適切な水質検査を実施するための計画を策定し、その結果とともに公表するものです。

２．水道事業の概要

現在、松前町の水道給水区域は、松前上水道（白神～館浜）、西部簡易水道（札前～清部）、江良簡易水道（江良）、原口簡易水道（原口）となっています。各区域の給水状況、施設概要は下表のとおりです。

令和７年３月末

給水区域 項目	松前上水道 （白神～館浜）	西部簡易水道 （札前～清部）	江良簡易水道 （江良）	原口簡易水道 （原口）
給水戸数	2,273 戸	636 戸	496 戸	131 戸
給水人口	3,666 人	1,057 人	791 人	206 人
配水能力	4,500m^3／日	828m^3／日	980m^3／日	180m^3／日
日最大配水量	2,480m^3／日	532m^3／日	415m^3／日	109m^3／日
日平均配水量	1,689m^3／日	387m^3／日	315m^3／日	40m^3／日
年間総配水量	616,653m^3／年	141,297m^3／年	114,889m^3／年	14,728m^3／年
取水河川	及部川	戸長川	大澗川	原口川
浄水方法	急速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過

３．原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水にクリプトスポリジウム指標菌の大腸菌が検出されているため、浄水濁度を 0.1 度以下に維持しています。また、水質基準を超えるような項目はありませんが、夏期に塩素酸の濃度が上昇する状況にあるため、次亜塩素酸ナトリウムの品質管理に留意していきます。

４．水質検査項目と検査頻度等

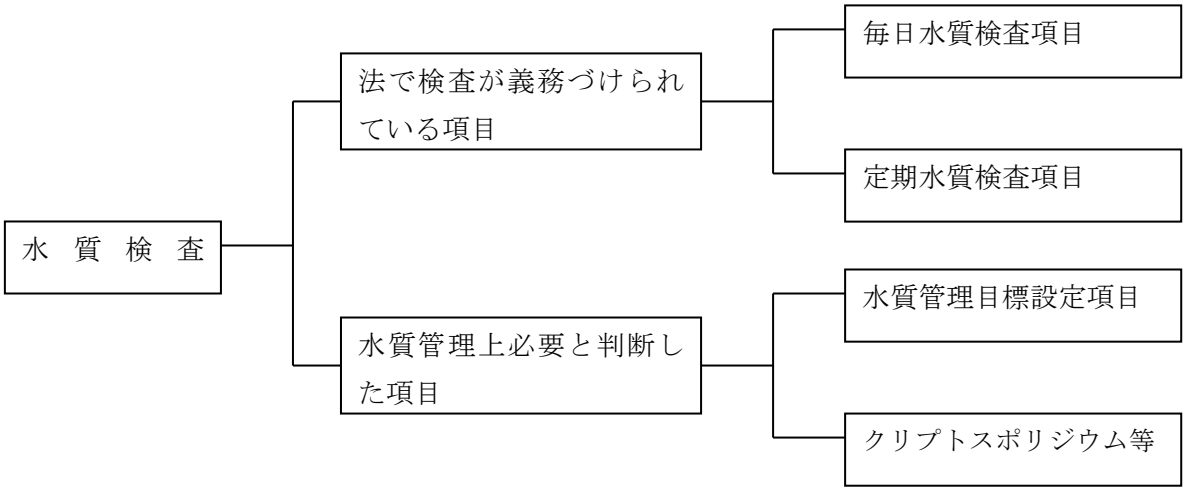

（１）１日１回水質検査項目

水道法で義務付けられている１日１回以上の水質検査（色、濁り、消毒の残留効果）を各給水区域の蛇口で検査します。

項　　目	基　　準
色	異常でないこと
濁り	異常でないこと
消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/ℓ以上であること

（２）定期水質検査項目

水道法で義務付けられている定期水質検査項目を、各給水区域の蛇口で検査します。（検査項目、検査頻度は別紙参照。）

（３）水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、今後水質管理上留意すべき項目で、将来にわたり水道水の安全を確保するために監視する項目です。（検査項目、検査頻度は別紙参照。）

（４）クリプトスポリジウム

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、原水で検査を行います。

５．臨時の水質検査

（１）水源の水質に著しい悪化や異常があった場合。

（２）浄水過程に異常があった場合。

（３）水道施設が著しく汚染された恐れがある場合。

（４）水源付近及び給水区域内において、消化器系伝染病が流行した場合。

（５）その他、特に必要があると認められた場合。

６．水質検査の方法

水質検査の方法は、「水質基準に関する省令」に規定する厚生労働大臣が定める方法により行います。毎日水質検査は自己検査とし、それ以外の検査は委託検査とします。

委託検査機関　　函館市桔梗町２８番地１
エア・ウォーター・ラボアンドフーズ株式会社
水道法第 20 条に基づく水質検査機関　登録番号 133 号

７．水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果はホームページ及び松前町建設水道課に備えておき、いつでも閲覧できるようにしています。

８．水質検査結果の評価

水質検査の結果に基づき、検査機関と共に今後の対策を検討します。

９．水質検査計画の見直し

需要者の意見や国、道の助言、指導などを受け、調査地点、調査回数、調査項目などについて毎年見直しを行うこととします。

１０．水質検査の精度並びに信頼性確保

検査項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり、その検査レベルも極微量レベルでの測定が求められています。当該検査機関は、高度な検査機器を整備するとともに、外部精度管理への参加と内部精度管理を実施しており、信頼性確保に努めています。

１１．関係機関との連携

水源等で水質汚染事故や水道水が原因となる水質事故が発生した場合は、北海道環境生活部環境局環境政策課、渡島保健所及び関係水道事業体と連携して情報交換を図りながら迅速に対策を講じます。

１２．原水の水質検査

原水の水質検査項目及び検査頻度は別紙のとおりです。

水質検査項目と頻度

施設名：松前上水道（浄水）

番号	検査項目	水質基準	基準値の1/5の値	基準値の1/10の値	過去3年間の最大値	検査頻度			省略可否	設定理由
						1回/年	4回/年	12回/年		
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	20	10	0			○	×	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと。	－	－	陰性			○	×	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0006mg/l	0.0003mg/l	<0.0003	○			○	基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.0001mg/l	0.00005mg/l	<0.00005	○			○	基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.004	○			○	基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	2mg/l	1mg/l	0.27	○			○	基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.16mg/l	0.08mg/l	<0.08	○			○	基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.1	○			○	基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0004mg/l	0.0002mg/l	<0.0002	○			○	基準値の1/5以下のため
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.005	○			○	基準値の1/5以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.12mg/l	0.06mg/l	0.09		○		×	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002		○		×	省略不可項目
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.012mg/l	0.012mg/l	0.003		○		×	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.002		○		×	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.006		○		×	省略不可項目
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.014		○		×	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	<0.003		○		×	省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.005		○		×	省略不可項目
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.018mg/l	0.009mg/l	0.001		○		×	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.016mg/l	0.008mg/l	<0.008		○		×	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	0.06			○	○	自己設定項目
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.06mg/l	0.03mg/l	<0.03	○			○	基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.01	○			○	基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	10.8	○			○	基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	22.0			○	×	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下であること。	60mg/l	30mg/l	31.0	○			○	基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	100mg/l	50mg/l	81	○			○	基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	<0.02	○			○	基準値の1/5以下のため
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.001mg/l	0.0005mg/l	<0.0005	○			○	基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.6mg/l	0.3mg/l	0.6			○	×	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	－	－	7.4			○	×	省略不可項目
48	味	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
50	色度	5度以下であること。	1度	0.5度	0.5			○	×	省略不可項目
51	濁度	2度以下であること。	0.4度	0.2度	<0.1			○	×	省略不可項目

水質検査項目と頻度

施設名：西部簡易水道（浄水）

番号	検査項目	水質基準	基準値の1/5の値	基準値の1/10の値	過去3年間の最大値	検査頻度			省略可否	設定理由
						1回/年	4回/年	12回/年		
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	20	10	0			○	×	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと。	－	－	陰性			○	×	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0006mg/l	0.0003mg/l	<0.0003	○			○	基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.0001mg/l	0.00005mg/l	<0.00005	○			○	基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.004	○			○	基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	2mg/l	1mg/l	0.31			○	○	基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.16mg/l	0.08mg/l	<0.08			○	○	基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.1			○	○	基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0004mg/l	0.0002mg/l	<0.0002			○	○	基準値の1/5以下のため
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.005			○	○	基準値の1/5以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.001			○	○	基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.001			○	○	基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001			○	○	基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001			○	○	基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001			○	○	基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.12mg/l	0.06mg/l	0.26		○		×	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002		○		×	省略不可項目
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.012mg/l	0.012mg/l	0.018		○		×	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.004		○		×	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.021		○		×	省略不可項目
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.053		○		×	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.006		○		×	省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.018		○		×	省略不可項目
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.018mg/l	0.009mg/l	0.009		○		×	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.016mg/l	0.008mg/l	<0.008		○		×	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	0.003	○			○	基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	<0.02		○		○	基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.06mg/l	0.03mg/l	<0.03		○		○	基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.01	○			○	基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	12.5	○			○	基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	25.9			○	×	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下であること。	60mg/l	30mg/l	48.0	○			○	基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	100mg/l	50mg/l	112		○		○	基準値の1/5を超えているため
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	<0.02	○			○	基準値の1/5以下のため
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.001mg/l	0.0005mg/l	<0.0005	○			○	基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.6mg/l	0.3mg/l	0.7			○	×	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	－	－	7.8			○	×	省略不可項目
48	味	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
50	色度	5度以下であること。	1度	0.5度	1.4			○	×	省略不可項目
51	濁度	2度以下であること。	0.4度	0.2度	0.7			○	×	省略不可項目

水質検査項目と頻度

施設名：江良簡易水道（浄水）

番号	検査項目	水質基準	基準値の1/5の値	基準値の1/10の値	過去3年間の最大値	検査頻度			省略可否	設定理由
						1回/年	4回/年	12回/年		
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	20	10	0			○	×	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと。	－	－	陰性			○	×	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0006mg/l	0.0003mg/l	<0.0003	○			○	基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.0001mg/l	0.00005mg/l	<0.00005	○			○	基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	0.002	○			○	基準値の1/6以下のため
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.004	○			○	基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	2mg/l	1mg/l	0.57	○			○	基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.16mg/l	0.08mg/l	0.08	○			○	基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.1	○			○	基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0004mg/l	0.0002mg/l	<0.0002	○			○	基準値の1/5以下のため
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.005	○			○	基準値の1/5以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.12mg/l	0.06mg/l	0.24		○		×	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002		○		×	省略不可項目
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.012mg/l	0.012mg/l	0.023		○		×	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.010		○		×	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.019		○		×	省略不可項目
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.051		○		×	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.013		○		×	省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.018		○		×	省略不可項目
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.018mg/l	0.009mg/l	0.004		○		×	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.016mg/l	0.008mg/l	<0.008		○		×	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.01	○			○	基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	<0.02	○			○	基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.06mg/l	0.03mg/l	<0.03	○			○	基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.01	○			○	基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	19.6	○			○	基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	34.3			○	×	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下であること。	60mg/l	30mg/l	81.0		○		○	基準値の1/5を超えているため
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	100mg/l	50mg/l	149		○		○	基準値の1/5を超えているため
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	<0.02	○			○	基準値の1/5以下のため
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.001mg/l	0.0005mg/l	<0.0005	○			○	基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.6mg/l	0.3mg/l	2.3			○	×	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	－	－	7.8			○	×	省略不可項目
48	味	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
50	色度	5度以下であること。	1度	0.5度	4.6			○	×	省略不可項目
51	濁度	2度以下であること。	0.4度	0.2度	0.1			○	×	省略不可項目

水質検査項目と頻度

施設名：原口簡易水道（浄水）

番号	検査項目	水質基準	基準値の1/5の値	基準値の1/10の値	過去3年間の最大値	検査頻度			省略可否	設定理由
						1回/年	4回/年	12回/年		
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	20	10	0			○	×	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと。	－	－	陰性			○	×	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0006mg/l	0.0003mg/l	<0.0003	○			○	基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.0001mg/l	0.00005mg/l	<0.00005	○			○	基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.004	○			○	基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	2mg/l	1mg/l	0.37	○			○	基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.16mg/l	0.08mg/l	0.08	○			○	基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.1	○			○	基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0004mg/l	0.0002mg/l	<0.0002	○			○	基準値の1/5以下のため
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.005	○			○	基準値の1/5以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。	0.008mg/l	0.004mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.12mg/l	0.06mg/l	0.21		○		×	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002		○		×	省略不可項目
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.012mg/l	0.012mg/l	0.011		○		×	省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.007		○		×	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.021		○		×	省略不可項目
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.002mg/l	0.001mg/l	<0.001		○		×	省略不可項目
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.02mg/l	0.01mg/l	0.048		○		×	省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.006		○		×	省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.006mg/l	0.003mg/l	0.017		○		×	省略不可項目
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.018mg/l	0.009mg/l	0.009		○		×	省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.016mg/l	0.008mg/l	<0.008		○		×	省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	0.006	○			○	基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	<0.02	○			○	基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.06mg/l	0.03mg/l	0.06	○			○	基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.2mg/l	0.1mg/l	<0.01	○			○	基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	17.3	○			○	基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.01mg/l	0.005mg/l	<0.001	○			○	基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	40mg/l	20mg/l	37.1			○	×	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下であること。	60mg/l	30mg/l	60.0		○		○	基準値の1/5を超えているため
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	100mg/l	50mg/l	148		○		○	基準値の1/5を超えているため
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.04mg/l	0.02mg/l	<0.02	○			○	基準値の1/5以下のため
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000002mg/l	0.000001mg/l	<0.000001	○			○	藻類の発生時期に1回行う
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.004mg/l	0.002mg/l	<0.002	○			○	基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.001mg/l	0.0005mg/l	<0.0005	○			○	基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.6mg/l	0.3mg/l	0.9			○	×	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	－	－	7.8			○	×	省略不可項目
48	味	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと。	－	－	異常なし			○	×	省略不可項目
50	色度	5度以下であること。	1度	0.5度	2.9			○	×	省略不可項目
51	濁度	2度以下であること。	0.4度	0.2度	1.1			○	×	省略不可項目

水質検査項目と頻度

施設名：松前上水道（原水）

番号	検査項目	過去3年間の最大値	検査頻度		設定理由
			1回/年	4回/年	
1	一般細菌	330		○	自己設定
2	大腸菌	陽性		○	自己設定
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	○		自己設定
4	水銀及びその化合物	<0.00005	○		自己設定
5	セレン及びその化合物	<0.001	○		自己設定
6	鉛及びその化合物	<0.001	○		自己設定
7	ヒ素及びその化合物	<0.001	○		自己設定
8	六価クロム化合物	<0.002	○		自己設定
9	亜硝酸態窒素	<0.004	○		自己設定
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001		○	自己設定
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	.0.23	○		自己設定
12	フッ素及びその化合物	<0.08	○		自己設定
13	ホウ素及びその化合物	<0.1	○		自己設定
14	四塩化炭素	<0.0002	○		自己設定
15	1,4-ジオキサン	<0.005	○		自己設定
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
17	ジクロロメタン	<0.001	○		自己設定
18	テトラクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
19	トリクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
20	ベンゼン	<0.001	○		自己設定
32	亜鉛及びその化合物	<0.01	○		自己設定
33	アルミニウム及びその化合物	0.43	○		自己設定
34	鉄及びその化合物	0.39		○	自己設定
35	銅及びその化合物	<0.01	○		自己設定
36	ナトリウム及びその化合物	9.0	○		自己設定
37	マンガン及びその化合物	0.016	○		自己設定
38	塩化物イオン	15.9		○	自己設定
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	33.0	○		自己設定
40	蒸発残留物	69	○		自己設定
41	陰イオン界面活性剤	<0.02	○		自己設定
42	ジェオスミン	<0.000001	○		自己設定
43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	○		自己設定
44	非イオン界面活性剤	<0.002	○		自己設定
45	フェノール類	<0.0005	○		自己設定
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1		○	自己設定
47	pH値	7.5		○	自己設定
48	味	異常なし		○	自己設定
49	臭気	異常なし		○	自己設定
50	色度	4.6		○	自己設定
51	濁度	13.0		○	自己設定
	嫌気性芽胞菌	1		○	大腸菌が検出されているため
	クリプトスポリジウム	0	○		大腸菌が検出されているため
	ジアルジア	0	○		大腸菌が検出されているため

水質検査項目と頻度

施設名：西部簡易水道（原水）

番号	検査項目	過去3年間の最大値	検査頻度		設定理由
			1回/年	4回/年	
1	一般細菌	670		○	自己設定
2	大腸菌	陽性		○	自己設定
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	○		自己設定
4	水銀及びその化合物	<0.00005	○		自己設定
5	セレン及びその化合物	<0.001	○		自己設定
6	鉛及びその化合物	<0.001	○		自己設定
7	ヒ素及びその化合物	<0.001	○		自己設定
8	六価クロム化合物	<0.002	○		自己設定
9	亜硝酸態窒素	<0.004	○		自己設定
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	○		自己設定
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.24	○		自己設定
12	フッ素及びその化合物	<0.08	○		自己設定
13	ホウ素及びその化合物	<0.1	○		自己設定
14	四塩化炭素	<0.0002	○		自己設定
15	1,4-ジオキサン	<0.005	○		自己設定
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
17	ジクロロメタン	<0.001	○		自己設定
18	テトラクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
19	トリクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
20	ベンゼン	<0.001	○		自己設定
32	亜鉛及びその化合物	0.018	○		自己設定
33	アルミニウム及びその化合物	0.37	○		自己設定
34	鉄及びその化合物	0.24		○	自己設定
35	銅及びその化合物	<0.01	○		自己設定
36	ナトリウム及びその化合物	13.6	○		自己設定
37	マンガン及びその化合物	0.056	○		自己設定
38	塩化物イオン	24.7		○	自己設定
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	45.0	○		自己設定
40	蒸発残留物	117	○		自己設定
41	陰イオン界面活性剤	<0.02	○		自己設定
42	ジェオスミン	<0.000001	○		自己設定
43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	○		自己設定
44	非イオン界面活性剤	<0.002	○		自己設定
45	フェノール類	<0.0005	○		自己設定
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1		○	自己設定
47	pH値	7.7		○	自己設定
48	味	異常なし		○	自己設定
49	臭気	異常なし		○	自己設定
50	色度	16.5		○	自己設定
51	濁度	7.9		○	自己設定
	嫌気性芽胞菌	3		○	大腸菌が検出されているため
	クリプトスポリジウム	0	○		大腸菌が検出されているため
	ジアルジア	0	○		大腸菌が検出されているため

水質検査項目と頻度

施設名：江良簡易水道（原水）

番号	検査項目	過去3年間の最大値	検査頻度		設定理由
			1回/年	4回/年	
1	一般細菌	2,100		○	自己設定
2	大腸菌	陽性		○	自己設定
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	○		自己設定
4	水銀及びその化合物	<0.00005	○		自己設定
5	セレン及びその化合物	<0.001	○		自己設定
6	鉛及びその化合物	<0.001	○		自己設定
7	ヒ素及びその化合物	0.001	○		自己設定
8	六価クロム化合物	<0.002	○		自己設定
9	亜硝酸態窒素	<0.004	○		自己設定
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	○		自己設定
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.26	○		自己設定
12	フッ素及びその化合物	<0.08	○		自己設定
13	ホウ素及びその化合物	＜0.1	○		自己設定
14	四塩化炭素	<0.0002	○		自己設定
15	1,4-ジオキサン	<0.005	○		自己設定
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
17	ジクロロメタン	<0.001	○		自己設定
18	テトラクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
19	トリクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
20	ベンゼン	<0.001	○		自己設定
32	亜鉛及びその化合物	0.003	○		自己設定
33	アルミニウム及びその化合物	0.02	○		自己設定
34	鉄及びその化合物	0.07		○	自己設定
35	銅及びその化合物	<0.01	○		自己設定
36	ナトリウム及びその化合物	17.9	○		自己設定
37	マンガン及びその化合物	0.006	○		自己設定
38	塩化物イオン	32.0		○	自己設定
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	61.0	○		自己設定
40	蒸発残留物	142	○		自己設定
41	陰イオン界面活性剤	<0.02	○		自己設定
42	ジェオスミン	<0.000001	○		自己設定
43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	○		自己設定
44	非イオン界面活性剤	<0.002	○		自己設定
45	フェノール類	<0.0005	○		自己設定
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.7		○	自己設定
47	pH値	7.9		○	自己設定
48	味	異常なし		○	自己設定
49	臭気	異常なし		○	自己設定
50	色度	6.4		○	自己設定
51	濁度	2.4		○	自己設定
	嫌気性芽胞菌	2		○	大腸菌が検出されているため
	クリプトスポリジウム	0	○		大腸菌が検出されているため
	ジアルジア	0	○		大腸菌が検出されているため

水質検査項目と頻度

施設名：原口簡易水道（原水）

番号	検査項目	過去3年間の最大値	検査頻度		設定理由
			1回/年	4回/年	
1	一般細菌	350		○	自己設定
2	大腸菌	陽性		○	自己設定
3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	○		自己設定
4	水銀及びその化合物	<0.00005	○		自己設定
5	セレン及びその化合物	<0.001	○		自己設定
6	鉛及びその化合物	<0.001	○		自己設定
7	ヒ素及びその化合物	<0.001	○		自己設定
8	六価クロム化合物	<0.002	○		自己設定
9	亜硝酸態窒素	<0.004	○		自己設定
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	○		自己設定
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.32	○		自己設定
12	フッ素及びその化合物	<0.08	○		自己設定
13	ホウ素及びその化合物	<0.1	○		自己設定
14	四塩化炭素	<0.0002	○		自己設定
15	1,4-ジオキサン	<0.005	○		自己設定
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
17	ジクロロメタン	<0.001	○		自己設定
18	テトラクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
19	トリクロロエチレン	<0.001	○		自己設定
20	ベンゼン	<0.001	○		自己設定
32	亜鉛及びその化合物	0.008	○		自己設定
33	アルミニウム及びその化合物	0.03	○		自己設定
34	鉄及びその化合物	0.24		○	自己設定
35	銅及びその化合物	<0.01	○		自己設定
36	ナトリウム及びその化合物	18.6	○		自己設定
37	マンガン及びその化合物	0.028	○		自己設定
38	塩化物イオン	36.6		○	自己設定
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	55.0	○		自己設定
40	蒸発残留物	135	○		自己設定
41	陰イオン界面活性剤	<0.02	○		自己設定
42	ジェオスミン	<0.000001	○		自己設定
43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	○		自己設定
44	非イオン界面活性剤	<0.002	○		自己設定
45	フェノール類	<0.0005	○		自己設定
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1		○	自己設定
47	pH値	7.5		○	自己設定
48	味	異常なし		○	自己設定
49	臭気	異常なし		○	自己設定
50	色度	4.9		○	自己設定
51	濁度	1.1		○	自己設定
	嫌気性芽胞菌	1		○	大腸菌が検出されているため
	クリプトスポリジウム	0	○		大腸菌が検出されているため
	ジアルジア	0	○		大腸菌が検出されているため

水質管理目標設定項目と目標値

番号	項目	目標値	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/l以下	各施設　1回／年
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/l以下（暫定）	各施設　1回／年
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/l	各施設　1回／年
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	各施設　1回／年
5	トルエン	0.4mg/l以下	各施設　1回／年
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/l以下	各施設　1回／年
7	亜塩素酸	0.6mg/l以下	各施設　1回／年
8	二酸化塩素	0.6mg/l以下	各施設　1回／年
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下（暫定）	各施設　1回／年
10	抱水クロラール	0.02mg/l以下（暫定）	各施設　1回／年
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	—
12	残留塩素	1mg/l以下	—
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/l以上100mg/l以下	—
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/l以下	—
15	遊離炭酸	20mg/l以下	各施設　1回／年
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	各施設　1回／年
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	各施設　1回／年
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/l以下	各施設　1回／年
19	臭気強度（TON）	3以下	各施設　1回／年
20	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	—
21	濁度	1度以下	—
22	pH値	7.5程度	—
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	各施設　1回／年
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）	—
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	各施設　1回／年
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/l以下	—
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	各施設　1回／年